

事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業交付要綱（新旧対照表）（案）

・平成 28 年 3 月 31 日改正

(新)	(旧)
<p>(本事業の実施期限)</p> <p>第 7 条 本事業の助成対象事業ごとの実施期限は、第 8 条に規定する助成金交付申請書の提出を行った日の属する年度の<u>翌年度の</u>末日とする。</p> <p>附 則（平成 27 年 5 月 22 日付 27 都環公総地第 282 号） (施行期日) この要綱は、平成 27 年 5 月 22 日から施行し、平成 26 年 12 月 26 日から適用する。</p> <p><u>附 則（平成 28 年 3 月 31 日付 27 都環公総地第 1415 号）</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(本事業の実施期限)</p> <p>第 7 条 本事業の助成対象事業ごとの実施期限は、第 8 条に規定する助成金交付申請書の提出を行った日の属する年度の末日とする。</p> <p>附 則（平成 27 年 5 月 22 日付 27 都環公総地第 282 号） (施行期日) この要綱は、平成 27 年 5 月 22 日から施行し、平成 26 年 12 月 26 日から適用する。</p>